

○志免町ホームページ有料広告掲載要綱

平成29年8月18日

志免町告示第104号

(趣旨)

第1条 この要綱は、志免町広告事業実施要綱(平成20年志免町告示第45号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、志免町(以下「町」という。)が管理するホームページへ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 掲載できる広告は、要綱第4条及び志免町広告掲載基準(平成20年志免町告示第46号)に定めるところによる。

(広告の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで町が指定する位置とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の種類、掲載規格等は、次のとおりとする。

- (1) 種類 バナー広告
- (2) サイズ 縦50ピクセル×横150ピクセル
- (3) 画像形式 GIF形式(アニメーション可、透過GIFは不可とする。)
- (4) 容量 12キロバイト以内

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する表現を含んだバナー広告の掲載を禁止することができる。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) 高速振動又は高速点滅
- (7) 画面の分割
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ホームページを利用する者に不快感又は誤解を与えるおそれがある表現を含むもの

（広告掲載料）

第5条 広告掲載料は、1枠につき1か月当たり1万円とする。

（広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）が広告の掲載を申込みことができる期間は、月の初日から末日までの1か月単位とし、1年間を上限とする。ただし、広告掲載箇所に空きがある場合は、これを更新することができる。

（広告掲載の申込み）

第7条 掲載希望者は、要綱第7条に規定する志免町広告掲載申込書（様式第1号）に掲載する広告の原稿を添えて、掲載を開始する月の1か月前までに町長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第8条 町長は、前条に規定する申込書を受理したときは、速やかに審査し、要

綱第8条に規定する志免町広告掲載決定通知書（様式第2号）により、その結果を掲載希望者に通知するものとする。

2 前項の審査をした結果、町長が掲載できると判断した広告が広告枠数を超える場合は、受付順により掲載するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、要綱第14条に基づき、入札又はせり売りにより広告代理店等となる者を選定し、業務の委託をすることができる。この場合において、第5条の規定は、適用しない。

（広告掲載料の納付）

第9条 前条の規定による決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、町指定の納付書により広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載期間の延長）

第10条 町長は、掲載期間中に広告主の責めに帰さない事由により広告が掲載されない時間が生じたときは、掲載されなかった時間数を24で除して得た日数（この場合において、小数点以下の端数は切り捨てるものとする。）について掲載期間を延長するものとする。

（広告掲載料の還付）

第11条 町長は、前条の規定による掲載期間の延長が困難であるときは、掲載できなかった当該期間に係る既納の掲載料を、当該広告主に還付するものとする。

2 前項の規定により還付する掲載料は、日割りにより計算した額とする。この場合において、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(志免町ホームページ有料広告掲載要領の廃止)

2 志免町ホームページ有料広告掲載要領（平成22年7月26日制定）は、廃止する。